

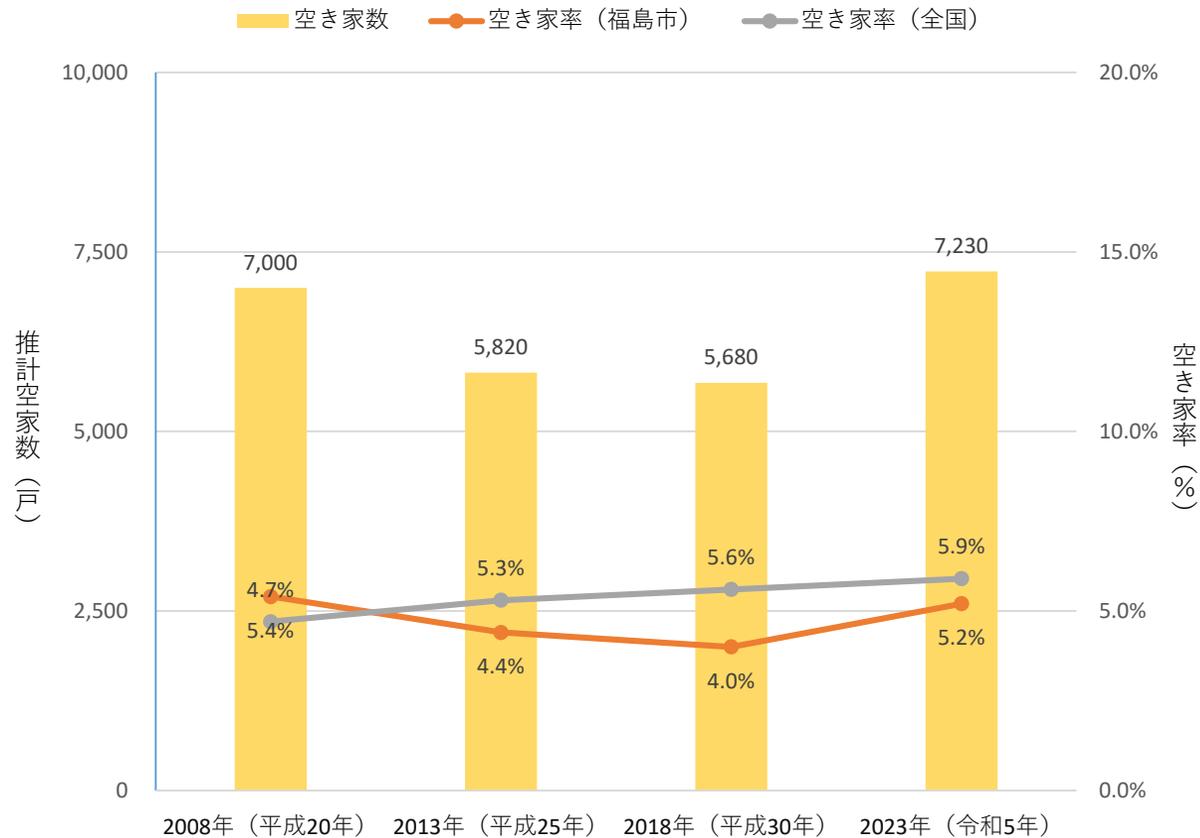
## 《 目次 》

- |                                 |             |
|---------------------------------|-------------|
| 1. 福島市の空き家の現状について               | <u>P 2</u>  |
| 2. 令和6年度の空き家対策について              | <u>P 4</u>  |
| 3. 空き家と空き地の一体的な対策について           | <u>P 5</u>  |
| 4. 令和7年度の空き家対策について              | <u>P 7</u>  |
| 5. 低未利用地（空き地）の活用促進に向けた実態調査について  | <u>P 13</u> |
| 6. 街なかの空き家・空き地対策に関連した市の支援事業について | <u>P 15</u> |
| 7. 3D都市モデル（プラトー）の紹介             | <u>P 17</u> |

# 1. 福島市の空き家の現状について

## ◆令和5年住宅・土地統計調査（国）

令和5年住宅・土地統計調査（令和6年9月25日発表）によると、福島市の売買、賃貸用及び二次的住宅を除く空き家数は、**7,230戸（※）**と推計され、住宅総数の**約5.2%**を占めています。



▲「空き家数・空き家率の推移（福島市）【資料住宅・土地統計調査】

### 《過去の調査（平成25年、平成30年）との比較》

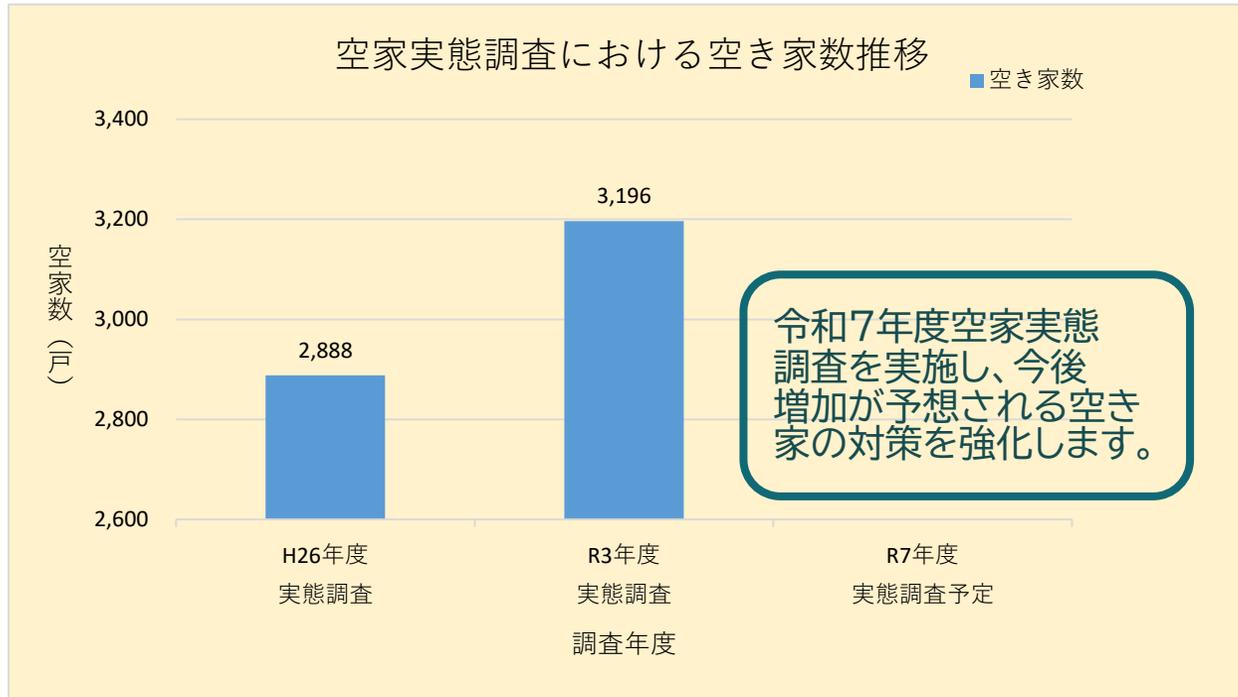
	◆空き家の数	◆空き家率
《平成25年》	5,820戸	4.4%
《平成30年》	5,680戸	4.0%
《令和5年》	7,230戸	5.2%
《前回調査比》	(1,550戸増)	(1.2%増)

※住宅・土地統計調査でいう空き家には、戸建て空き家のほかに、アパートなどの集合住宅の空き室なども空き家として計上しています。

# 1. 福島市の空き家の現状について

## ◆空家実態調査（市）

市では空き家の実態を把握するため、5年ごとに実態調査を実施



### ※令和3年度以降の空き家の動向

地震災害に伴い、半壊以上の家屋の公費解体が進んだ影響で令和4年以降、空き家数は減少したものと予想されますが、長期的には空き家は増加していくと第2期空家等対策計画で予想しています。

平成27年からの除却、売却による地区別空き家の解消数の累計

○地区別空き家解消数（累計）

令和7年4月30日現在

地区名	市街化区域		市街化調整区域		都市計画区域外		地区合計
	除却	売却	除却	売却	除却	売却	
本庁	387	41	8	3	0	0	439
渡利	123	33	5	2	1	0	164
杉妻	58	18	6	2	0	0	84
清水	233	61	14	10	0	0	318
東部	23	7	42	20	6	3	101
北信	98	29	20	7	0	0	154
信陵	62	28	13	7	4	2	116
吉井田	54	16	6	4	0	0	80
西	3	0	14	13	0	0	30
土湯温泉町	0	0	4	2	0	0	6
立子山	0	0	0	0	7	4	11
茂庭	0	0	0	0	7	0	7
飯坂	90	25	43	11	6	0	175
松川	35	11	16	5	5	3	75
信夫	62	25	31	8	3	0	129
吾妻	49	11	55	28	5	2	150
蓬莱	32	19	1	3	0	0	55
飯野	0	0	0	0	50	15	65
合計	1,309	324	278	125	94	29	2,159

市街化区域を中心に着実に空き家解消に繋がっているが、除却後の土地利用の追跡までは行っていないため、空き地が増えている等の課題が残る。

## 2. 令和6年度の空き家対策について

### 🏠 第2期福島市空家等対策計画の3つの基本目標を達成するための事業を実施

#### 基本目標① 発生抑制

- 空き家の発生を抑制するための特例措置(3,000万円控除)の周知 →被相続人居住用家屋等確認申請がR6: **83件**
- 空き家にしないためのリーフレット配布による啓発活動 → 固定資産税納付書に封入
- 死亡届窓口で配布する「おくやみハンドブック」へ不動産に関する手続き案内を掲載

#### 基本目標② 管理不全等への対策

- 特定空家除却支援事業  
R6実績5件 → 特定空家等は**現在7件まで減少**
- 通報・相談への対応  
R6相談件数 **268件**  
R6改善依頼等指導件数 **30件**

#### 基本目標③ 流通及び利活用の促進

- 空家バンクの運営  
R6実績 **約7割が成約!** (登録44件、成約30件)
- 空き家リフォーム支援事業  
R6実績11件 (移住者2件、新婚世帯1件、子育て世帯8件)
- 空き家清掃支援事業  
R6実績6件 → 活用した物件 **すべて売買または賃貸が成約!**
- 空家所有者等情報の外部提供制度  
R6申請件数 **48件**  
→ 活用後売買につながった事例 **2件**あり!
- 空家無料相談会を年2回実施
- 連携協定団体による相談窓口

### 3. 空き家と空き地の一体的な対策について

空き家と低未利用地(空き地)の一体的な対策を推進する必要があることから、令和7年4月より

**空家・空地対策室** を新設

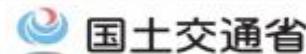
第2期空家等対策計画の3つの基本目標をさらに推進

- ① **発生抑制**
- ② **管理不全等への対策**
- ③ **流通及び利活用の推進**



まちづくりの視点から  
空き家と低未利用地  
(空き地)の対策を検討

【概要】 空き家対策と所有者不明土地等対策の一体的・総合的推進(政策パッケージ)について  
 (令和6年1月22日付国土交通省不動産・建設経済局土地政策課長・住宅局住宅総合整備課長連名通知)



- 空き家と所有者不明土地等は人口減少等により増加しており、対策が急務。
- 適切な管理が行われずそのまま放置されることにより、防災・防犯、衛生、景観等の面で周囲に様々な影響を及ぼす。

➡ 市町村等が両対策に一体的に取り組むことは、これらの適切な管理や活用を図る上で効果的。

## 1. 対策計画等

### ①計画の一体的作成

空家等対策計画及び所有者不明土地対策計画を一体的に作成し、両対策を兼ねる計画とすることが可能



### ②協議会の一体的な運営

①の計画の実施に向けた協議に当たり、市町村において所有者不明土地対策協議会と空家等対策計画の作成等に関する協議会を一体的に運営することが可能

【参照】「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針(平成27年2月26日付け総務省・国土交通省告示第1号)」及び「所有者不明土地対策計画作成の手引き」

## 2. 所有者探索

### 法に基づく所有者等情報の内部利用

空家法及び所有者不明土地法に基づき、固定資産税の課税等の目的で保有する所有者等関連情報を、所有者探索のために内部利用可能

→上記範囲内で、空家担当部局と土地担当部局が所有者関連情報等を互いに内部利用可能

※住基ネット及び戸籍情報連携システムの活用も可能

※土地等の所有者情報が不明となることを未然に防ぐため、相続登記や住所変更登記の申請義務化

※赤字:未施行

## 3. 活用

### ①税制特例措置の活用

空家及び低未利用土地等に関する税制特例による、早期の活用・管理の促進

### ②空き家・空き地の活用促進

空家等活用促進区域制度や地域福祉増進事業制度による、空き家と所有者不明土地の一体的な活用等の促進

### ③指定法人の同時申請等

空家等管理活用支援法人及び所有者不明土地利用円滑化等推進法人の同時申請時に、申請手続きのワンストップ化が可能



【参照】「空家等管理活用支援法人の指定等の手引き」及び「所有者不明土地利用円滑化等推進法人指定の手引き」等

## 4. 適切な管理

### 財産管理制度の活用

所有者不明又は管理不全状態の建物及び土地について、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、裁判所への管理命令の請求を併せて行うことが可能

管理不全状態の例



【参照】「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)及び「所有者不明土地の管理の適正化のための措置に関するガイドライン」

## 5. 支援制度

### ①財政支援措置の活用

空家対策総合支援事業や所有者不明土地等対策事業費補助金等の地方公共団体や所有者等への財政支援を組み合わせ活用可能

### ②相談窓口の一元化

市町村において、空き家・土地に係る多様なニーズに対応できるよう、一元的相談窓口の設置を要請



【参照】「所有者不明土地等対策事業費補助金交付要綱」及び「空き家対策総合支援事業(概要資料)」

期待される効果

両対策を連携して実効性をもった形で推進

両対策部局における所有者関連情報等の内部利用による探索の効率化

・空き家や所有者不明土地の一体的な活用・整備が可能  
 ・危険な状態の空き家及び所有者不明土地に効率的に対処可能

空き家と所有者不明土地等を一体的に活用し、中心市街地活性化等を推進

# 4. 令和7年度の空き家対策について

## 発生抑制の取り組み

発生抑制(1, 2)

- 「空き家をなるべく早い段階で活用する」との考え方を基本とした、所有者や活用希望者の判断を迅速化する取り組みの推進
- 所有者や家族の「住宅を空き家にしない」との意識の醸成

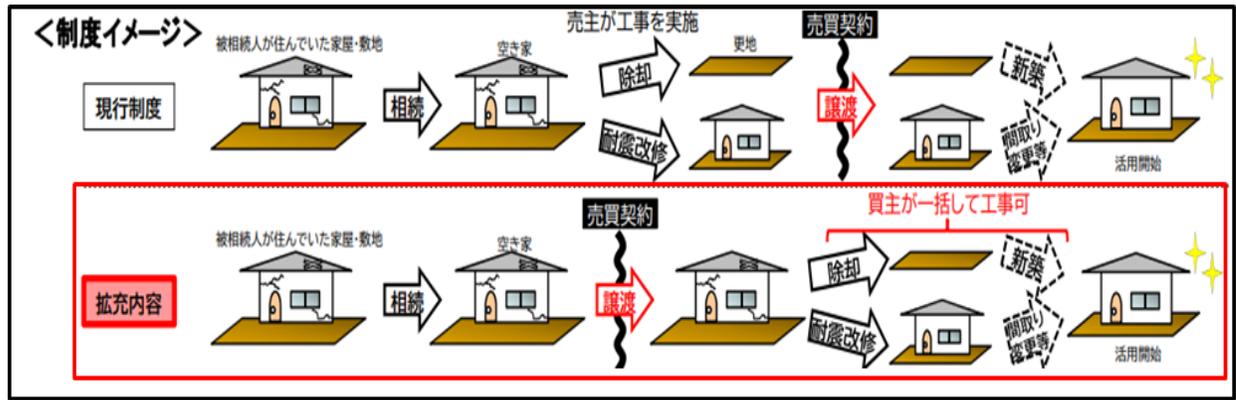
(社会資本整備審議会住宅地分科会 空き家対策小委員会とりまとめ(令和5年2月7日))  
「今後の空き家対策のあり方について 今後の空き家対策①発生抑制」から引用

### 1 空き家啓発パンフレット等による広報(8Pへ掲載)

「イラストでわかる空き家にしないための『親と家と私の物語』」や啓発パンフレットを作成し、「**空き家にしない**」意識の醸成を図ります。市や連携協定団体の窓口で配布のほか、地域包括支援センターなどの福祉施設にて配布を強化していくとともに、年末や年度末には、市LINEを活用し、空き家に関する広報を行います。

### 2 空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除の周知の強化

市HPや市政だよりに加え、各種パンフレットにより、周知を強化していきます。



年度	交付件数						建物棟数								
	合計	1-1 (建物+土地)		1-2 (土地)		1-3 (建物+土地) ※譲渡後、解体		合計	1-1 (建物+土地)		1-2 (土地)		1-3 (建物+土地) ※譲渡後、解体		
		うち 拡充要件	うち 拡充要件	うち 拡充要件	うち 拡充要件	うち 拡充要件		うち 拡充要件	うち 拡充要件	うち 拡充要件	うち 拡充要件	うち 拡充要件	うち 拡充要件		
R1	37	17	3	0	34	17		29	12	2	0	27	12		
R2	33	9	1	0	32	9		27	9	1	0	26	9		
R3	44	23	1	0	43	23		35	18	1	0	34	18		
R4	37	21	0	0	37	21		29	15	0	0	29	15		
R5	41	25	0	0	41	25		34	20	0	0	34	20		
R6	83	22	0	0	64	17	19	5	49	20	0	0	38	16	11
合計	331	117	5	0	307	112	19	5	251	94	4	0	236	90	11

▲被相続人居住用家屋等確認申請書発行件数 (R7.3末時点)

気になっておきながらつつい放置気味 家族と家のこと、きちんと話していますか？

# あなたはどっち？

ずっと放置？  
それとも  
しっかり対策？

思い出が詰まった実家。両親が亡くなって、相続した実家を空き家のままにしている人も多いようですが、対策は早めに講じる必要があります。

この物語は、主人公アキ子さんが「しっかりと対策をしていた場合」と「ずっと放置していた場合」の別々の半生を通して、空き家対策の大切さについて学びます。



ここから未来の2人のアキ子さんの人生を見てみましょう！

ずっと放置のアキ子さん

しっかり対策のアキ子さん

## あなたの空き家大丈夫ですか？

あなたの大切な資産を守るために

だれも住む予定はないのだけれど...

通りに住んでいるから管理が大変

### 空き家をそのまま放置しておく、どうなるの？

**空き家とは？** 年間を通して日常的に利用されていない建物、敷地や立木などを含みます。

- 建物が壊れつつ、資産価値が低下し、悪影響を及ぼします
- 雨水が腐食や雨漏りに影響を及ぼします
- ゴミなどの不法投棄により、衛生面や景観に悪影響を及ぼします
- 不審者が侵入する可能性があります
- 建物が傾き、壁の剥離、屋根材飛散の危険があります

管理不全空き家等

特定空き家等

柱や壁が傾斜している、ゴミが放置されているなど、保潔上危険または衛生上有害となるおそれがある状態

空き家を放置すると、地域の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがあります。

**空き家の適切な管理をお願いします。**

「空き家対策の推進に関する特別措置法」では、所有者や管理者は周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう、適切な管理に努めることになり、市が実施する施策に協力するよう努めなければならないと定められています。適切な管理が行われないことにより、瓦や外壁が脱落し、通行人がけがをした場合、損害賠償などの管理責任を問われることがあります。

**所有者の責務です！**

### 空き家を管理するための3つのポイント！

- 1 空き家になる前に**  
空き家の前には「相続により発生しては、将来、空き家にならないために、今から家賃と相談し、住宅の未来を考えたみましょう！」
- 2 相続は速やかに**  
相続が発生したら、速やかに土地・建物の登記手続を完了し、手続を行わず長期間放置すると不利な状態になる場合があります。  
●相続分の確定が確実と  
●相続人の調査に相当な  
●相続人の連絡がとれない  
●不動産の価値が下落する  
●多めに費用が掛かる  
※相続発生後10年以内の相続放棄が認められています。
- 3 管理は早めに**  
放置すると建物は徐々に劣化するため、定期的な点検が必要ですがチェックリストを確認し、問題がないかチェックしてみましょう。  
☑ 屋根、排水管、水道  
☑ 窓の清掃  
☑ 壁紙や外壁の剥離の確認  
※セキファンクションはこちら

▲「イラストでわかる空き家にしないための親と私の物語」

▲ 啓発チラシ「あなたの空き家大丈夫ですか？」

※主人公アキ子さんの人生を通して空き家対策の大切さと空き家に問題へのアドバイスなどをイラストで分かりやすく解説するリーフレット

※管理不全空き家等にしない、させないためのポイントや支援制度や、相談窓口などの案内を掲載



管理不全空き家等にしない・させないために

# 4. 令和7年度の空き家対策について

## 適正に管理されていない空き家への対応

### 1 空き家に対する通報・相談対応

管理不全等への対応

#### ・通報について

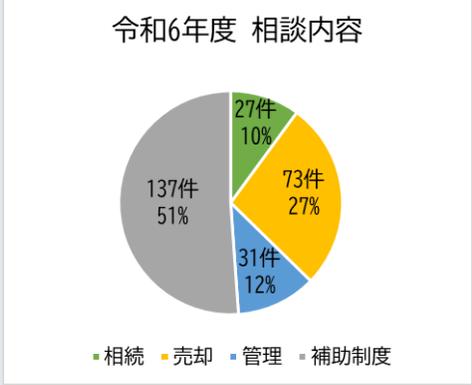
近隣に悪影響を及ぼしている空き家に対しては、適正な管理を行うよう依頼を行うとともに、管理のポイントや状態に応じた相談先を案内するなど、助言を行います。

#### ・相談について

相続や売買、管理に関する相談が半数を占めており、連携協定団体を案内し、空き家の発生抑制に努めます。

### 2 特定空家等及び管理不全空家等への対応

特定空家等については、除却補助制度の活用などにより、令和6年度までに17件が解消され、現在は7件となっております。  
管理不全空家等については、特定空家等の未然防止の観点からも、改善依頼を実施しており、認定件数は0件となっております。



## 流通及び利活用の促進

### 1 福島市空き家バンク制度の運営

流通及び利活用の促進

不動産団体と連携し空き家情報を発信することにより、流通促進に繋がります。また、市移住応援サイト「ふくがましまし ふくしまし。」との相互リンクや全国版空き家バンク、民間事業者が運営するサイトとの連携により、空き家バンクのさらなる周知を図ります。

※4/15現在：約40件の物件が掲載済

### 2 福島市空き家リフォーム・清掃支援制度

各種補助事業により空き家バンクを活用した利活用促進に努めます。

※空き家リフォーム補助金の上乗せあり！

### 3 空き家所有者情報の外部提供制度

登記簿で所有者等情報が把握できない場合、売買が進まないことから、行政が仲介し、所有者等調査や意向確認を行うことにより、空き家の解消及び流通促進を図ります。

### 4 勤労者支援融資制度の開始【P9再掲】

東北労働金庫と連携し、福島市に居住または勤務をする勤労者へ低利な融資商品の提供を行うことで、空き家の利活用及び移住・定住の促進を図ります。

### 5 移住・定住希望者への情報発信

福島市移住応援サイトとリンクし、補助事業の紹介や空家バンクを活用された方の紹介など本市の魅力とともに情報を発信します。

# 4. 令和7年度の空き家対策について

空き家の整理と利活用を支援

## 令和7年度補助事業

※()内は昨年度実績件数

事業名	補助対象	対象者	補助内容	募集件数
<b>空き家リフォーム支援事業</b> 流通及び利活用の促進 ●受付期間～令和8年1月31日まで～ (先着順)	空き家のリフォーム費用	・市外からの移住者 ・新婚世帯 ・子育て世帯 のいずれかに当てはまる所有者	・費用の50% ・上限150万円 ※空き家バンク登録物件を 購入した場合、20万円を 加算する	10件 (11件)
	<b>【拡充】</b> シェアハウスへの改修費用	・3人以上が入居可能な個室あり ・共有スペースあり(台所・リビング) ・入居者の半数以上が移住者 のすべての条件を満たす所有者	・費用の50% ・上限150万円 ※ただし居室1室当たりの 補助上限額は50万円	2件 (-)
<b>特定空家等除却支援事業</b> 管理不全等への対策 ●事前相談期間～令和7年5月31日まで～	特定空家等の除却費用	特定空家等の所有者	・費用の80% ・上限150万円	4件 (5件)
<b>空き家清掃支援事業</b> 流通及び利活用の促進 ●受付期間～令和8年1月31日まで～ (先着順)	空き家内の家財道具処分やハウスクリーニング費用	空き家バンクに物件登録をした所有者	・費用の50% ・上限10万円	5件 (6件)

※福島市地区空き家対策総合実施計画に位置付け、事業を実施。



福島市HP「空き家対策」

## 令和7年度 空き家実態調査の実施

### 🏠 調査概要

市全域の空き家数や分布状況を把握し、第2期計画の施策の検証を行い、令和9年4月に改訂する第3期計画に向けた基礎データと空き家解消に向けた有効かつ実効的な施策を検討するため実態調査を実施する。

### 🏠 調査内容

- ・ 調査項目
  - ①現況確認 ⇒ 現に空き家か否かを確認する
  - ②老朽度判定 ⇒ 4段階に分けて判定を行う
  - ③接道状況 ⇒ 再建築可能か否かを確認する  
(すべて外観目視調査にて実施)
- ・ 調査棟数 4,000件 (想定) ※民間事業者から空き家データを購入
- ・ 調査期間 令和7年7月から令和7年12月まで
- ・ 調査方法 空家データをもとに水道閉栓データ等を重ねて該当物件を抽出し、現地確認による調査を行う。



# 5. 低未利用地（空き地）の活用促進に向けた実態調査について

## 1 低未利用地とは

- ・ 居住用や業務用等に利用されていない土地。
- ・ 土地の利用程度が、周辺地域における同一用途もしくは、これに類する用途に使用されている土地の程度に比べ、著しく低いと認められる土地のことをいいます。

## 2 本市の現状

- ・ 民間駐車場が過剰供給となっており、福島駅東口周辺では、**約1/3**が低未利用地となっている。
- ・ 小さな駐車場が散見している。

- ・ 商業地域でありながら、有効な土地利用がされていない。
- ・ **魅力が少ない**ことで、人通りが少なく、民間の不動産投資低下に繋がっている。
- ・ 街なかの居住人口減少により、**空洞化に伴う地域活力の低下が進行**している。

**活性化に向けた対策が必要！**

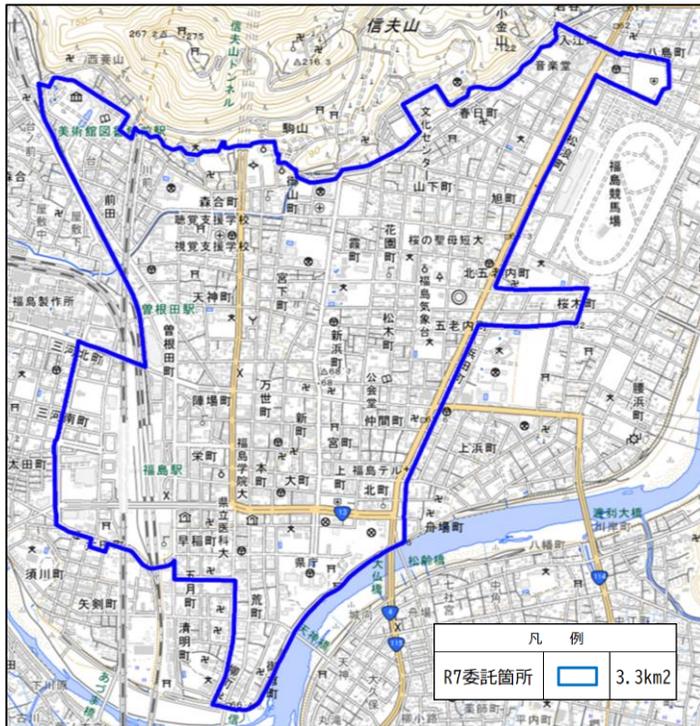
# 5. 低未利用地（空き地）の活用促進に向けた実態調査について

## 3 事業内容

街なかにおける低未利用地の実態調査および、所有者に対する今後の活用の意向調査を実施し、あらたな低未利用地の利活用につながる制度を検討する。

## 4 調査対象区域 (福島市都市機能区域)

～今後のスケジュール～



- ・ **令和7年度 低未利用地の実態調査**  
 ⇒ 低未利用地の件数、面積、所有者の特定を行い、調査結果をデータベースへ搭載する。  
 ⇒ 所有者意向調査を実施し、活用促進区域を抽出、制度検討
- ・ **令和8年度 低未利用地（空き地）対策の計画策定**  
 ⇒ 第3期福島市空家等対策計画の改訂に合わせ、低未利用地（空き地）対策計画を策定する。
- ・ **令和8年度 「空き地バンク」の運用検討**  
 ⇒ 現在運用している空き家バンクに、低未利用地（空き地）を搭載できるように改修を行う。

支援①  
市街地整備課

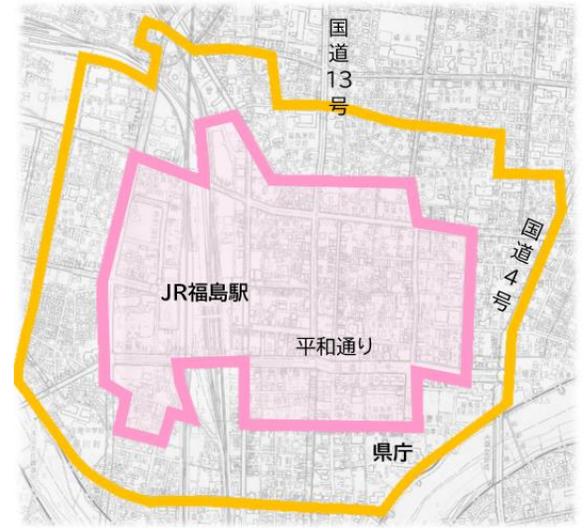
# 6. 街なかの空き家・空き地対策に関連した市の支援事業について

## 1. まちなか立地集積支援事業（オーナー等支援）

商業、オフィス、教育、医療などの都市機能の街なかへの立地を誘導し、民間投資を呼び込むため、当該機能が入る建築物の新築、建替え、増改築、修繕・模様替え等に対し支援する。

街なかへの立地を計画するオーナー等を支援します！

項目	対象経費と補助率		補助上限額	事業内容の条件
	建築費 又は 修繕費 (※)	取得費 又は 解体費		
①更地に <b>新築</b> する場合	10%	—	1億円	①投資額合計1億円以上 ②床面積500㎡以上(共用部分含む)の都市機能(表外のとおり)
②従前建物に <b>増築</b> する場合	10%	5%	1億円	
③ <b>建て替え</b> する場合	10%	10%	建築費用:1億円、 解体費用:5千万円	①投資額合計1千万円以上 ②床面積500㎡以上(共用部分含む)の都市機能 ③マスターリースの場合、賃料を除く修繕が対象
④建物を <b>修繕、模様替え</b> する場合	10%	5%	1億円	
⑤ <b>マスターリース事業者の修繕等</b>	10%	—	1億円	



【対象となる都市機能】

A ホテル等宿泊機能 (客室100室以上確保など)	D オフィス機能 (情報通信、広告、金融など)
B 教育関連機能 (大学、短大、専門学校、高校)	E 医療関連機能 (病院、診療所など)
C 商業機能 (飲食、スーパー、アパレル、 雑貨、エンタメサービスなど)	F 文化芸術関連機能 (音楽ホール、図書館機能など)

※工事費、設計費、経費を含む

【特例措置】

- (1)バンケット割増(宿泊施設にバンケットを併設する場合)
  - ➡バンケット整備部分の補助率を5%加算(バンケット整備部分については上限なし)
- (2)教育関連機能が過半となって入居する場合
  - ➡教育関連機能整備部分を5%加算(全体の上限:1.5億円)

《凡例》

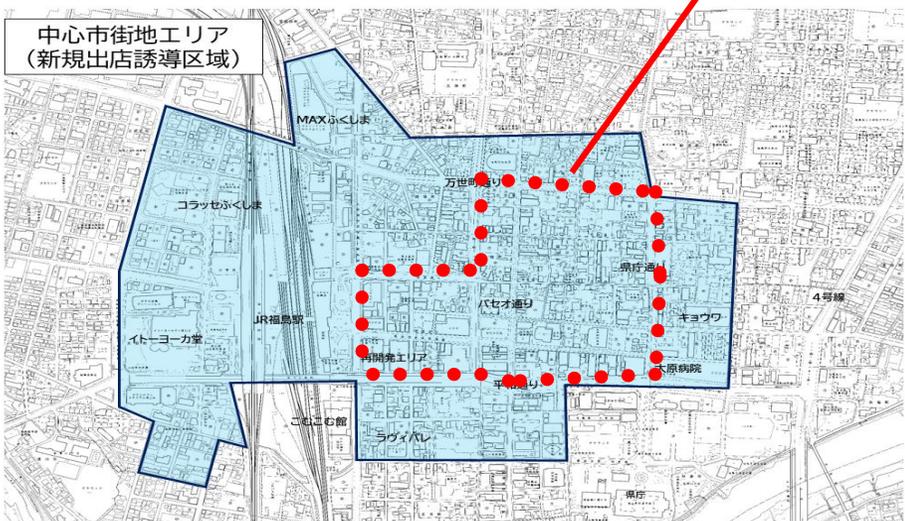
※支援エリアには、沿道も含む。

エリア	対象機能
内	A、C、F
内	B、D、E

支援②  
にぎわい  
商業課

街なかへの出店を  
支援します！

家賃支援補助対象区域  
(創業ゾーン)



# 6. 街なかの空き家・空き地対策に関連した市の支援事業について

## 2. 活力ある商店街支援事業 (テナント支援)

空き店舗に出店する際の家賃の一部を、最大3年間支援

区分	1年目	2年目	3年目	限度額
アパレル産業および クリエイティブ産業※の出店	8/12	6/12	4/12	年240万円 (月20万円)
その他の出店	6/12	4/12	2/12	年180万円 (月15万円)

※ソフトウェア業、AI、ロボット、医療機器産業、インターネット業、映像・音声・情報制作業、デザイン業、広告・広告制作業、建築設計業

**対象者** 商店街、商店街振興組合、事業協同組合、任意の商店会、商工会、商工会議所、まちづくり会社、特定会社、一般社団法人、特定非営利活動法人、中小企業等(法人、個人事業主)

**対象とならない事業** 事業内容が射幸心をそそるおそれのあるもの、公の秩序もしくは善良の風俗を害することとなるもの、または接待行為を伴うもの。(マージャン パチンコ ゲームセンター、スナック、キャバレー、ホストクラブ、バー、ダーツバー、ガールズバー等)

## 3. 新規出店にかかる内外装工事支援事業 (テナント支援)

新たに出店し、事業を開始する方を対象に、内外装工事等にかかる費用の一部を支援

補助率	店舗面積・限度額		
クリエイティブ産業 1/2	200㎡以上	200~100㎡以上	100㎡未満
上記以外 1/3	300万円	200万円	100万円

**対象者** 新たに店舗を出店し、事業を開始する方

**対象経費** 内外装工事費、給排水衛生設備工事費、空調設備工事費、電気・照明・ガス工事費、デザイン委託費、工事設計委託費、ネットワーク環境接続費、ウェブサイト関連費

## ■ 3D都市モデル整備を行いました まちづくりへの活用を！

### ○特徴

- ・デジタルインフラとして**誰でも閲覧が可能に**
- ・土地利用やハザード情報等の付与により様々な情報の可視化が可能

### ○活用例

- ・災害リスクや都市構造の可視化における活用
- ・掲載情報のオープンデータ化による不動産投資など様々な分野での活用

○まちなか3.3km<sup>2</sup>は、建物の「壁」「屋根」まで表現

○都市計画図(2次元)に地形や建物等の高さ情報を与えて作成(3次元データ)

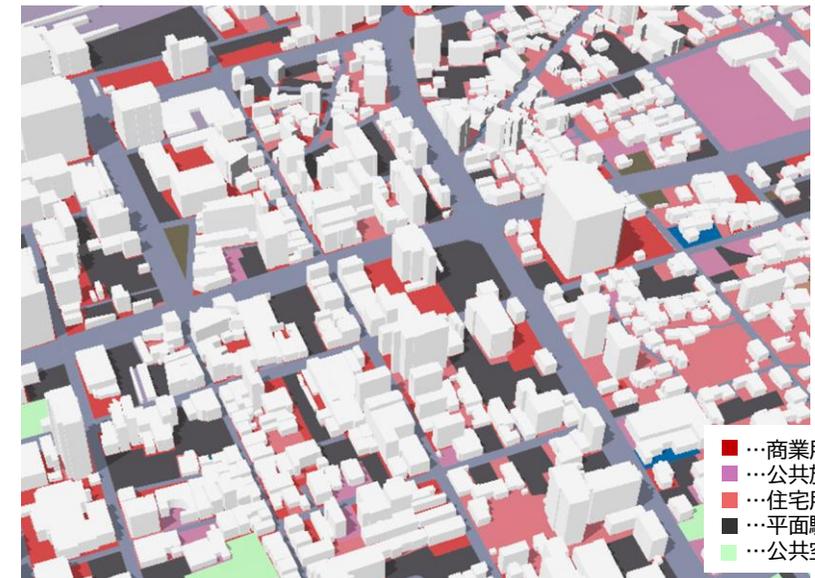
整備期間：令和6年度～令和8年度

整備範囲：都市計画区域229km<sup>2</sup>

※現在市中心部の39km<sup>2</sup>が利用可能



本市  
中心市街地  
(壁, 屋根まで表現)



土地利用現況  
の可視化

- …商業用地
- …公共施設用地
- …住宅用地
- …平面駐車場
- …公共空地(公園、墓園等)